

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成30年12月19日
【事業年度】	第37期（自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 佳史
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高 (百万円)	82,948	87,066	88,017	86,979	88,804
経常利益 (百万円)	2,774	2,863	2,327	1,421	1,276
当期純利益 (百万円)	1,633	1,731	1,477	206	2,795
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,358	1,358	1,358	1,425	1,425
発行済株式総数 (千株)	7,980	7,980	7,980	8,090	8,090
純資産額 (百万円)	12,672	14,202	15,387	15,417	17,884
総資産額 (百万円)	38,507	39,504	37,970	37,540	38,259
1株当たり純資産額 (円)	1,588.05	1,779.86	1,928.32	1,905.78	2,210.76
1株当たり配当額 (円)	34.50	36.00	38.00	40.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額)	(16.50)	(18.00)	(19.00)	(20.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	204.76	217.01	185.20	25.69	345.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.9	36.0	40.5	41.1	46.7
自己資本利益率 (%)	13.6	12.9	10.0	1.3	16.8
株価収益率 (倍)	6.0	5.6	6.4	52.0	3.7
配当性向 (%)	16.8	16.6	20.5	155.7	11.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,615	3,131	1,818	2,268	4,660
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,343	744	151	317	2,367
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,751	1,147	2,181	2,221	2,431
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	6,983	8,223	7,707	7,437	7,298
期末店舗数 (店舗)	23	24	24	24	23
従業員数 (人)	599	620	653	698	701
(外、平均臨時雇用者数)	(2,117)	(2,182)	(2,268)	(2,312)	(2,402)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第33期から第36期までの期末店舗数には、福島第一原発の事故により帰還困難区域（旧警戒区域）に指定され営業を休止していた「P L A N T - 4大熊店」（平成29年10月27日閉店）を含んでおります。

2【沿革】

現代表取締役会長三ツ田勝規の実父である三ツ田清三が、昭和22年に金物小売業を開業致しました。その後、昭和49年3月に、家庭用品の専門店「リビングストアーみった 森田店」を福井県福井市に出店。昭和56年10月に、「ジョイフルストアーみった 春江店」を福井県坂井市春江町（旧 福井県坂井郡春江町）に出店。以後生活必需品需要の更なる取り込みを狙った事業拡大のため、代表取締役会長三ツ田勝規は、昭和57年1月に株式会社みったを設立致しました。

年月	事項
昭和57年1月	家庭用品及び家庭用燃料（プロパンガス）の専門店として、福井県福井市に株式会社みったを設立（資本金500万円）
昭和58年6月	福井県坂井市丸岡町（旧 福井県坂井郡丸岡町）に「ジョイフルストアーみった 丸岡店」を出店し、同時に本社機能を同店事務所へ移転
昭和59年8月	福井県福井市に「ジョイフルストアーみった みゆき店」を出店
昭和60年3月	「リビングストアーみった 森田店」を閉店
昭和60年4月	福井県福井市に「ジョイフルストアーみった 開発店」を出店し、同時に本店所在地を同店事務所へ移転
平成2年11月	ホームセンター「P L A N T - 1 鯖江店」を福井県鯖江市に出店
平成5年4月	食品を含めた日常生活必需品を網羅する新業態「スーパーセンター」として、「P L A N T - 2 坂井店」を福井県坂井市坂井町（旧 福井県坂井郡坂井町）に出店し、同時に本店所在地及び本社機能を同店事務所へ移転
平成9年4月	スーパーセンター「P L A N T - 3 津幡店」を石川県河北郡津幡町に出店
平成9年11月	スーパーセンター「P L A N T - 3 川北店」を石川県能美郡川北町に出店
平成11年4月	スーパーセンター「P L A N T - 2 上中店」を福井県三方上中郡若狭町（旧 福井県遠敷郡上中町）に出店
平成12年6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成12年11月	スーパーセンター「P L A N T - 3 滑川店」を富山県滑川市に出店
平成15年3月	商号を株式会社P L A N Tに変更
平成15年3月	スーパーセンター「P L A N T - 4 聖籠店」を新潟県北蒲原郡聖籠町に出店
平成15年10月	スーパーセンター「P L A N T - 5 見附店」を新潟県見附市に出店
平成16年7月	スーパーセンター「P L A N T - 5 境港店」を鳥取県境港市に出店
平成16年11月	スーパーセンター「P L A N T - 5 刈羽店」を新潟県刈羽郡刈羽村に出店
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年6月	スーパーセンター「P L A N T - 6 瑞穂店」を岐阜県瑞穂市に出店
平成17年11月	スーパーセンター「P L A N T - 5 横越店」を新潟県新潟市江南区に出店
平成18年2月	スーパーセンター「P L A N T - 5 大玉店」を福島県安達郡大玉村に出店
平成18年10月	スーパーセンター「P L A N T - 3 清水店」を福井県福井市に出店
平成19年9月	スーパーセンター「P L A N T - 5 刈羽店」を閉店
平成20年3月	スーパーセンター「P L A N T - 4 大熊店」を福島県双葉郡大熊町に出店
平成20年5月	スーパーセンター「P L A N T - 3 福知山店」を京都府福知山市に出店
平成20年7月	スーパーセンター「P L A N T - 5 鏡野店」を岡山県苫田郡鏡野町に出店
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場（現東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード））に上場
平成23年3月	スーパーセンター「P L A N T - 4 大熊店」の営業を休止
平成24年4月	スーパーセンター「P L A N T - 5 刈羽店」の営業を再開
平成24年8月	東京証券取引所第二部に株式を上場
平成24年10月	大阪証券取引所 J A S D A Q 市場（現東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード））の株式上場を廃止
平成25年8月	東京証券取引所第一部銘柄に指定
平成25年11月	スーパーセンター「P L A N T 志摩店」を三重県志摩市に出店
平成26年3月	スーパーセンター「P L A N T 善通寺店」を香川県善通寺市に出店
平成26年9月	スーパーセンター「P L A N T 淡路店」を兵庫県淡路市に出店
平成29年10月	スーパーセンター「P L A N T 斐川店」を島根県出雲市に出店
平成29年10月	スーパーセンター「P L A N T - 4 大熊店」を閉店
平成30年6月	ホームセンター「P L A N T - 1 鯖江店」を閉店
平成30年11月	スーパーセンター「P L A N T 伊賀店」を三重県伊賀市に出店

- (注) P L A N T - 1 , 2 , 3 , 4 , 5 , 6 の呼称の区別は売場面積の規模による分類であります。
P L A N T - 1 は売場面積が1,000坪クラス、P L A N T - 2 は2,000坪クラス、P L A N T - 3 は3,000坪クラス、P L A N T - 4 は4,000坪クラス、P L A N T - 5 は5,000坪クラス、P L A N T - 6 は6,000坪クラスの店舗の呼称としております。なお、「改正まちづくり三法」により、建物延べ床面積が10,000㎡以下に制限される地域に出店する店舗の名称には、売場の規模を示す数字は表記していません。

3【事業の内容】

当社は、衣食住のあらゆる部門にわたり網羅的に生活必需品を取扱うスーパーセンターを中心に、地域密着型の営業展開を行っております。

なお、当社は、小売業という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、店舗業態別及び品目別の情報を記載しております。

a. 店舗業態の特徴

	ジョイフルストアー	スーパーセンター
立地	市街地 スーパーマーケットに隣接する 徒歩、自転車での来店が見込める住宅・オフィスの近郊	ルーラル地域(注) 農村地帯等の小商圏 車で20～30分圏内に3～5万人の人口
主要取扱品目	日常生活上の消耗品(小型・少額の雑貨類)を中心に扱うことで、食を中心としたスーパーマーケットの機能を補完する	生鮮食品を含む日常生活用品(小型・少額の消耗品から大型耐久財の一部までを含む)を全般的に取り扱っている
店舗数	4店舗	19店舗

(注)ルーラル地域とは、英語のruralの概念であり、当社では農村地帯及び都市部から離れた市町村を含めた広域の消費者居住圏を想定しております。

b. 主要品目の内容

品目	主要品目
フーズ	青果、鮮魚、精肉、日配、一般食品、菓子、酒、ベーカリー、惣菜等
ノンフーズ	(ハウスキーピングニーズ) キッチン、リビング、日用品、化粧品、医薬品、ペット、文具、玩具、ギフト等
	(ホームニーズ) DIY、園芸資材、植物、寝具・インテリア、収納・軽家具、電気等
	(エンジョイニーズ) レジャー・スポーツ、釣具、カー・バイク用品、サイクル等
	(ファッション) 衣料、肌着、履物、かばん、手芸等
	(スペシャルカテゴリー) フランチャイズ(書籍、100円ショップ、飲食店)、タバコ、ガソリン・灯油等

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月20日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
701 (2,402)	42.6	10.7	5,386,367

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマー)は年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、フーズ、ノンフーズ等の小売業という単一セグメントであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、U A ゼンセン P L A N T 労働組合と称し、本会社に同組合本部が、また、各事業所別に支部が置かれ、平成30年9月20日現在における組合員数は2,079人で、上部団体のU A ゼンセンに加盟しております。

なお、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、『地域住民のニーズやウォンツに添った豊富な品揃えと、徹底したローコスト・オペレーションによる低価格での商品提供により、「生活のよりどころとなる店」を絶えず進化させて参ります』を経営理念として、消費者の日常生活を支える店として大衆のベーシックニーズを全面的に満足させるべく広範な品揃えと安定的な商品供給を行うことで社会に貢献していくことを経営の基本方針としております。

また、「行動規範」として、

地域社会との共生に努力します

従業員の働き易い職場環境を絶えず整備します

あらゆる取引先との信頼関係を構築します

商品の安全性の確保に全力を尽くします

如何なるときも、法令や社会規範を遵守します

の5つを掲げ、経営を行っております。

(2) 経営戦略等

当社の経営戦略は、「他社に負けない圧倒的な品揃えと低価格」「店舗における徹底したローコストオペレーション」であります。異業態との競争も激化している経営環境の中、当社としましては上記を徹底的に追求し、「品揃えの充実」と「更なる低価格」の実現を目指します。

また、「スーパーセンター業態の社会的認知の実現」を中期経営方針に掲げ、三つの成長戦略「企業規模拡大」「商品力向上」「店舗運営力向上」に取り組んでおります。当面の数値目標は平成33年9月期末店舗数31店舗、売上高1,100億円達成としております。

(3) 経営環境

小売業界におきましては、消費者の節約志向は根強く、業界の垣根を超えた競争の激化、ネット販売や食品の宅配等の事業環境の変化、人手不足のなか人材の確保にかかる人件費をはじめ、電気料金、物流コスト等各種経費が上昇し、経営環境は益々厳しさを増しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

新店開発

企業規模拡大を目指し、積極的な新店開発を行ってまいります。そのために、店舗開発部の体制強化を図り、検討スピードを高めてまいります。

なお、新店候補地の選定にあたっては、十分な商圈の調査を行い、早期黒字化による投資回収期間の短縮化を図ってまいります。

人材育成と確保

各店舗の自立した店舗運営力を確立するためには、管理職（店長・副店長・チーフ）の人材育成能力アップが不可欠であると考え、育成教育部に5つのチームを新設（平成28年9月21日）、人材育成の体制構築により組織力を強化してまいります。また、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材の確保と適性や能力にあった人材の登用を行ってまいります。

また、昨今の人材不足によるパートタイマーやアルバイト従業員の採用難に鑑み、ハローワークや新聞折り込みチラシなど従来の採用手段だけでなく、民間の媒体を利用した募集活動を含め、あらゆる方法で人員の確保に努めてまいります。

既存店対策

老朽化した設備の順次更新・改修を行うことで、既存店の業績維持・向上を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に務める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1．出店に関する規制等のリスク

当社の出店に当たっては、いわゆる『改正まちづくり三法』（「大規模小売店舗立地法」「都市計画法」「中心市街地活性化法」）の規制を受けることとなります。この三法の規制により新規出店には多くの時間と費用が必要となりますが、計画通りに出店できない場合は当社の業績に影響が出る可能性があります。

2．競合他社の出店、価格競争激化に関するリスク

当社は、生活必需品を幅広く低価格で品揃えし、地域住民の皆様の日常生活を全面的に支える店作りに努めております。しかし新たな競合他社の出店や価格競争の更なる激化により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．自然災害による営業中止について

当社は、国内の広域に店舗を展開しておりますので、いずれかの地域において、自然災害や事故が発生した場合、店舗の営業継続に支障をきたす可能性があります。例えば東日本大震災のような大規模な災害が発生し、店舗が被害を被った場合、ご来店のお客様や従業員に対する被害、建物等固定資産や棚卸資産への被害、営業停止や撤退などにより、当社の業績に影響を及ぼす場合があります。

4．金利変動によるリスク

当社は、設備資金を金融機関からの借入金等により調達しており、有利子負債への依存が高い水準にあります。営業キャッシュ・フローとバランスのとれた設備投資を心掛け、有利子負債を抑制するよう努めてまいりますが、将来の金利情勢の変動が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5．財務制限条項の抵触に伴うリスク

当社の借入金には、純資産の維持、利益の維持に関する財務制限条項が付されております。同条項に定める所定の水準が達成できなかった場合、当社は期限の利益を失い、直ちにこれを弁済しなければならないことになっております。今後の業績、財務状況により、本財務制限条項へ抵触することになった場合、当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6．医薬品販売資格者の確保について

平成21年3月31日まで、薬事法において「一般販売業」では薬剤師の配置が義務づけられておりましたが、平成21年4月1日より当該薬事法が改正され、「医薬品登録販売者制度」が施行されました。これにより、医薬品登録販売者が常駐していれば、薬剤師がいなくても一部の医薬品を除き販売が可能となりました。当社では、従業員に対し、医薬品登録販売者の資格取得を奨励し試験の合格に向けた教育研修を実施していますが、既存の薬剤師や医薬品登録販売者が退職し、所定の人数を下回った場合には、医薬品販売ができなくなり当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

7．商品の安全性及び衛生管理について

当社は、商品の安全性につきましては、品質管理室を中心に日頃より十分な注意を払い、専門のコンサルタントを通じ、衛生管理に関する指導や教育を行っており、食中毒や商品における産地表示ミスの未然防止に努めております。また、社内に「フレッシュキーパー」を設けて食品の検査体制、賞味期限、鮮度管理を行っております。しかし、万一、食中毒や産地表示ミスの発生等でお客様にご迷惑をおかけする事態が生じ、店舗の営業に影響が及んだ場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

8．システムならびに停電に伴うトラブルにおけるリスク

当社は、通信ネットワークやコンピューターシステムを使用し、商品管理や販売管理、人事管理など多岐に亘ってオペレーションを実施しております。また、店舗照明、空調設備、冷蔵機器など店舗運営はその殆どが電気に依存しています。そのため、想定外の自然災害や事故等により停電が長時間に及んだり、設備に甚大な損害があった場合、業務に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

9．経営幹部の不慮の事故に伴うリスク

当社の経営方針の中にルーラル（田舎）における店舗展開があります。これは経営コストの抑制とモータリゼーション化した社会環境の変化に対応したものであり、当社の経営幹部の各店舗等への移動手段は各種自動車に頼らざるを得ないのが現状であります。従って交通事故等に巻き込まれることも否定できず、そうした場合には業務に影響を及ぼす可能性があります。

10. フランチャイズ契約について

当社は、一部の店舗においてファーストフード、100円ショップ、書店をフランチャイジーとして運営しており個別にフランチャイズ契約を行っております。当社はフランチャイズ加盟契約など、第三者との契約締結等の業務遂行に当っては、内容を十分吟味し、顧問弁護士等の専門家の指導を得て、係争等のトラブルが発生しないよう十分な注意を払っておりますが、開発業務や営業活動の中で、万一、契約内容の解釈等に相違が生じ、協議で解決がされなかった場合には訴訟が発生する可能性があります。訴訟の内容如何によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

11. 感染症の流行によるリスク

新型インフルエンザ等の感染症が世界的に大流行になり、当社の事業活動に係る物流体制、または店舗の営業活動に支障を来したした場合、また、人的被害が拡大した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

12. P B (プライベートブランド) 商品について

当社は、一部の商品において P B 商品を販売しております。当該商品の開発に際しては、その品質管理はいうまでもなく、商品の各種表示、標記については、厳格に管理を行っておりますが、当社の P B 商品が原因で事故や係争が起こった場合には、損害賠償などの予期せぬ費用が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

13. 固定資産の減損処理について

当社は、自社所有している固定資産の価値が将来大幅に下落した場合ならびに店舗などで収益性が低下した場合など、固定資産の減損処理が必要となる場合があります。これにより当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 個人情報について

当社は以下の各号に定める目的で個人情報を保有いたします。

- (1) お買上げ商品および注文書等の発送
- (2) 商品の注文・予約、取引先・契約先の管理
- (3) 当社の商品・サービスなどに関する返品・クレーム等があった場合の対応
- (4) 店舗貸出トラックの管理
- (5) 従業員の個人情報に係る一切の管理
- (6) キッズルーム・サロンの利用にかかる受付表
- (7) おいしい水の容器受付表
- (8) P L A N T カード等の申込み
- (9) 店内での拾得物お取扱い時の対応業務
- (10) お客様の声
- (11) 収納代行窓口業務等

個人情報の管理にあたって、当社は、お客様および従業員の個人情報を取り扱う管理責任者を置き、お客様および従業員の個人情報の取り扱いについて細心の注意を払います。お客様および従業員の個人情報は、正確かつ最新の状態に保ち、お客様および従業員の個人情報への不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩などが起こらないように、適切な管理を実施致します。今後、何らかの原因により情報流出が発生した場合には、社会的信用の低下、損害賠償の発生など、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

15. 出店後のリスクについて

当社の店舗用地や店舗用建物の賃借契約に当たっては敷金や保証金を差し入れています。当該賃借人の財政状態によっては債権回収が困難になり当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

16. 店舗閉鎖に伴う損失について

当社では、これまで積極的な新規出店を進めてきました。しかし、その中で不採算店舗が発生し、その後に売上拡大や経費削減等の経営努力に努めても業績の回復が図れない場合には、原則、撤退する方針としています。店舗撤退を行う場合は、これに伴う損失が当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

17. 公的規制について

当社は、製造物責任法・独占禁止法・各種消費者関連法・各種環境保護関連法等の法規制の適用を受けています。平素より法令遵守体制の強化に努めていますが、これらの法規制を遵守できなかった場合は、企業イメージの損傷による売上の減少やこれに対応するためのコスト増加につながり、当社の業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日）における我が国の経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善を背景に穏やかな景気回復基調にあるものの、依然として個人消費は力強さを欠き、地政学的リスクが懸念されるなど、先行き不透明な環境で推移いたしました。

小売業界におきましては、消費者の節約志向は根強く、業界の垣根を越えた競争の激化、ネット販売や食品の宅配等の事業環境の変化、人手不足のなか人材の確保にかかる人件費をはじめ、電気料金、物流コスト等各種経費が上昇し、経営環境は益々厳しさを増しております。また今年2月、北陸地方を中心に37年振りの豪雪に見舞われた他、西日本豪雨、相次ぐ台風など、自然災害も多発し、お客様のご来店だけでなく、商品の供給に大きな影響がありました。

このような状況のもと、当社では中長期経営方針である「スーパーセンター業態の社会的認知の実現」を遂行すべく、「企業規模拡大」「店舗運営力向上」「商品力向上」の3つの成長戦略を掲げ取り組みを行っております。

「企業規模拡大」として昨年10月に島根県初となる斐川店を出雲市に出店し、一方今年6月には店舗・設備の老朽化により鯖江店を閉店、当事業年度末の当社店舗は合計13府県23店舗となりました。

「商品力向上」といたしましては、川北店・瑞穂店に、当社初となる直営のハンバーガーコーナーを新設いたしました。

また、当社は、福島第一原子力発電所の事故により発生した汚染土等を保管するための中間貯蔵施設整備事業を行う環境省からの要請に基づき、PLANT-4大熊店の建物等を譲渡する契約を平成29年10月27日に締結したことから、国より損失補償金2,592百万円、および大熊町より地権者支援事業給付金47百万円を受け取りました。PLANT-4大熊店の譲渡に伴い、当社は同店舗の取り壊し義務がなくなったため、これまで負債勘定に計上していた資産除去債務160百万円の戻し入れ等と合わせて、第1四半期に特別利益2,819百万円を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ718百万円増加し、38,259百万円となりました。これは主に、有形固定資産の増加（前年同期比1,617百万円増）によるものであります。

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,748百万円減少し、20,374百万円となりました。これは主に、借入金の減少（前年同期比1,827百万円減）によるものであります。

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ2,467百万円増加し、17,884百万円となりました。これは主に、当期純利益が2,795百万円となり、剰余金の配当が323百万円あったことによるものであります。

b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高88,804百万円と前事業年度比2.1%増となりました。利益におきましては、営業利益は1,185百万円（前年同期比9.9%減）、経常利益は1,276百万円（前年同期比10.2%減）、当期純利益は2,795百万円（前年同期比1,251.3%増）となりました。

なお、当社は、フーズ、ノンフーズ等の小売業という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ138百万円減少し、7,298百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は4,660百万円（前年同期2,268百万円）となりました。これは主に、税引前当期純利益4,117百万円（前年同期219百万円）、減価償却費922百万円（前年同期904百万円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は2,367百万円（前年同期317百万円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,464百万円（前年同期395百万円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は2,431百万円（前年同期2,221百万円）となりました。これは、長期借入による収入3,000百万円（前年同期 - 百万円）、長期借入金の返済による支出4,827百万円（前年同期1,689百万円）によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、小売業という単一セグメントであるため、品目別及び店舗業態別に事業の状況を記載しております。

(生産実績)

当社は、小売業を営んでおり、該当事項はありません。

(仕入実績)

当事業年度の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	期別	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)	前期比
商品		(百万円)	(百万円)	(%)
フーズ		48,990	49,897	101.9
ノンフーズ		20,500	21,449	104.6
合計		69,491	71,346	102.7

(受注実績)

当社は、小売業を営んでおり、該当事項はありません。

(販売実績)

a 品目別売上高

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	期別	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)	前期比
商品		(百万円)	(百万円)	(%)
フーズ		59,737	60,806	101.8
ノンフーズ		26,911	27,662	102.8
小計		86,649	88,468	102.1
不動産賃貸収入		329	335	101.9
合計		86,979	88,804	102.1

b 店舗業態別売上高

当事業年度の販売実績を店舗業態別に示すと、次のとおりであります。

業態	期別	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)	前期比
商品		(百万円)	(百万円)	(%)
ジョイフルストアー		984	940	95.6
ホームセンター(注)		250	192	76.8
スーパーセンター		85,414	87,335	102.2
小計		86,649	88,468	102.1
不動産賃貸収入		329	335	101.9
合計		86,979	88,804	102.1

(注) 平成30年6月 ホームセンター「PLANT - 1 鯖江店」を閉店いたしました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたって決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び判断が使用されますが、これらは、「重要な会計方針」に基づき継続して適用しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高、売上総利益)

売上高につきましては、88,804百万円(前年同期比2.1%増)となり、売上総利益は17,607百万円(前年同期比2.3%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、人件費などの経費増により16,421百万円(前年同期比3.3%増)となりました。営業利益は、1,185百万円(前年同期比9.9%減)となりました。

(経常利益、当期純利益)

経常利益は、1,276百万円(前年同期比10.2%減)となりました。また、当社は福島第一原子力発電所の事故により発生した汚染土等を保管するための中間貯蔵施設整備事業を行う環境省からの要請に基づき、PLANT-4大熊店の建物等を譲渡する契約を平成29年10月27日に締結したことから、国より損失補償金2,592百万円、および大熊町より地権者支援事業給付金47百万円を受け取りました。PLANT-4大熊店の譲渡に伴い、当社は同店舗の取り壊し義務がなくなったため、これまで負債勘定に計上していた資産除去債務160百万円の戻し入れ等と合わせて、第1四半期に特別利益2,819百万円を計上いたしました。以上の結果、当期純利益は、2,795百万円(前年同期比1,251.3%増)となりました。

(経営成績に重要な影響を与える要因)

我が国の小売業界におきましては、出店・価格競争の激化に加え、資本・業務提携や経営統合などの動きがさらに進み、企業間競争は一層厳しくなることが予想されます。

当社が出店しておりますルーラル地域におきましてもこのような状況の進行が、客数の減少や売上総利益率の低下を惹き起こす懸念があり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(資本の財源及び資金の流動性)

a 資金需要

運転資金、設備資金、借入金の返済及び利息の支払等に資金を充当しております。

b 資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、株式等の発行により、必要とする資金を調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施しました設備投資の総額（リース資産を含む）は、2,581百万円であります。その主なものは、昨年10月新規出店の斐川店、並びに今後新規出店予定の店舗に伴うものであります。

なお、当社は、フーズ、ノンフーズ等の小売業という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社は、福井県に7店舗（ジョイフルストアー4店舗、スーパーセンター3店舗）、石川県に2店舗、富山県に1店舗、新潟県に4店舗、鳥取県に1店舗、島根県に1店舗、岐阜県に1店舗、福島県に1店舗、京都府に1店舗、三重県に1店舗、兵庫県に1店舗、香川県に1店舗、岡山県に1店舗、スーパーセンターを運営しております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年9月20日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)			
PLANT - 2 坂井店 (福井県坂井市坂井町)	店舗	209	1	(21,413.88) 30,323.78	991	18	1,221 (114)	28
PLANT - 2 上中店 (福井県三方上中郡若狭町)	店舗	279	0	(48,366.62) 741.75	11	20	311	28 (139)
PLANT - 3 津幡店 (石川県河北郡津幡町)	店舗	254	0	(30,638.88) 17,005.33	492	88	835	36 (216)
PLANT - 3 川北店 (石川県能美郡川北町)	店舗	250	65	(-) 57,732.17	1,155	167	1,638	34 (219)
PLANT - 3 滑川店 (富山県滑川市)	店舗	21	0	(22,305.50) 8,963.50	222	126	370	35 (175)
PLANT - 3 清水店 (福井県福井市)	店舗	782	61	(67,854.47) 2,834.53	32	29	906	33 (198)
PLANT - 3 福知山店 (京都府福知山市)	店舗	642	0	(-) 79,994.16	1,156	12	1,811	34 (149)
PLANT - 4 聖籠店 (新潟県北蒲原郡聖籠町)	店舗	204	0	(11,542.11) 56,919.89	1,010	11	1,226	27 (159)
PLANT - 5 見附店 (新潟県見附市)	店舗	476	0	(74,581.49) 14,955.52	217	33	727	32 (206)
PLANT - 5 境港店 (鳥取県境港市)	店舗	272	0	(78,758.90) -	-	29	302	34 (210)
PLANT - 5 横越店 (新潟県新潟市江南区)	店舗	910	0	(94,207.17) -	-	23	933	38 (242)
PLANT - 5 大玉店 (福島県安達郡大玉村)	店舗	764	0	(84,164.87) -	-	28	793	38 (191)
PLANT - 5 鏡野店 (岡山県苫田郡鏡野町)	店舗	721	0	(70,655.66) -	-	18	739	25 (171)
PLANT - 5 刈羽店 (新潟県刈羽郡刈羽村)	店舗	1	0	(73,445.00) -	-	4	5	13 (101)
PLANT - 6 瑞穂店 (岐阜県瑞穂市)	店舗	381	0	(97,899.12) -	-	40	421	39 (298)
PLANT 志摩店 (三重県志摩市)	店舗	793	0	(43,888.81) 3,556.31	36	12	842	21 (114)

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及び 運搬具 (百万円)	土地		その他 (百万円)		合計 (百万円)
				面積 (㎡)	金額 (百万円)			
P L A N T 善通寺店 (香川県善通寺市)	店舗	0	0	(32,786.00) 1,390.00	-	0	0	20 (125)
P L A N T 淡路店 (兵庫県淡路市)	店舗	70	0	(34,125.00) -	-	63	134	19 (101)
P L A N T 斐川店 (島根県出雲市)	店舗	1,061	0	(31,040.00) -	-	182	1,244	20 (112)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びリース資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 面積中()内は賃借部分を外書きで示しております。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

4. 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
建物	10	5	-

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設の計画

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
P L A N T 伊賀店 (三重県伊賀市)	店舗	1,854	702	自己資金及び借入金	平成30.4	平成30.11	売場面積 8,530㎡
P L A N T 高島店 (滋賀県高島市)	店舗	2,166	376	自己資金及び借入金	平成29.11	平成31.2	売場面積 9,935㎡
P L A N T 木津川店 (京都府木津川市)	店舗	2,538	93	自己資金及び借入金	平成30.2	平成31.3	売場面積 11,413㎡
P L A N T 出雲店 (島根県出雲市)	店舗	1,539	20	自己資金及び借入金	平成30.4	平成31.4	売場面積 7,800㎡

(2) 重要な設備の除却等の計画

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年9月20日)	提出日現在発行数(株) (平成30年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,090,000	8,090,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	8,090,000	8,090,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年1月27日(注)	110,000	8,090,000	66	1,425	66	1,585

(注)有償第三者割当

発行価格 1,215円

資本組入額 607.50円

割当先 取締役(現代表取締役会長及び社外取締役を除く) 計9名

(5) 【所有者別状況】

平成30年 9月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	20	23	59	57	5	6,935	7,099	-
所有株式数(単元)	-	10,899	1,128	21,319	5,374	5	42,159	80,884	1,600
所有株式数の割合(%)	-	13.47	1.39	26.36	6.64	0.01	52.12	100.00	-

(注) 自己株式242株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に42株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年 9月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社ワイ・ティ・エー	福井県福井市古市一丁目5の1番地	2,024	25.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	493	6.10
P L A N T 従業員持株会	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	335	4.15
三ッ田 佳史	福井県福井市	218	2.69
三ッ田 泰二	福井県福井市	218	2.69
三ッ田 勝規	福井県福井市	200	2.47
三ッ田 美代子	福井県福井市	200	2.47
伊藤 昭	埼玉県北葛飾郡	200	2.47
浅野 守太郎	福井県あわら市	198	2.45
河合 寛政	福井県福井市	157	1.95
計	-	4,244	52.46

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成30年 9月20日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 200	-	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,088,200	80,882	同上
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	8,090,000	-	-
総株主の議決権	-	80,882	-

【自己株式等】

平成30年 9月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町 下新庄15号 8 番地の 1	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	45	60,165
当期間における取得自己株式	3	3,414

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年11月21日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	5,000	-

(注) 当社の取締役に対し譲渡制限付株式報酬として割り当てた普通株式の一部を無償取得したものです。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	242	-	5,245	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成30年11月21日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、業績動向・財務体質強化・新規出店資金等の設備資金確保とのバランスを総合的に考慮のうえ、配当額を決定することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び既存店舗の活性化等の設備資金として、有効活用してまいります。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年4月27日 取締役会決議	161	20
平成30年10月31日 取締役会決議	161	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
最高(円)	1,307	1,580	1,400	1,399	1,482
最低(円)	888	1,097	1,070	1,042	1,236

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,398	1,383	1,350	1,327	1,376	1,317
最低(円)	1,287	1,320	1,310	1,263	1,277	1,248

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5 【役員の状況】

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		三ッ田 勝規	昭和17年6月29日生	昭和36年4月 水上商店勤務 昭和36年10月 三ッ田金物店に参加 昭和57年1月 当社設立、代表取締役社長就任 平成29年5月 代表取締役会長(現任)	(注)6	200
代表取締役 社長		三ッ田 佳史	昭和43年4月7日生	平成3年5月 当社入社 平成4年5月 取締役 平成8年9月 有限会社ワイ・ティ・エー代表 取締役 平成11年12月 当社取締役辞任 平成15年7月 P L A N T - 3 滑川店店長 平成17年5月 P L A N T - 6 瑞穂店店長 平成18年12月 取締役 P L A N T - 6 瑞穂店 店長 平成19年6月 取締役店舗運営部西日本担当部 長 平成20年3月 取締役商品部副統轄部長 平成23年5月 取締役商品本部ノンフーズ部長 平成23年10月 有限会社ワイ・ティ・エー取締 役(現任) 平成27年9月 専務取締役経営企画室長兼店舗 運営本部長兼店舗運営部長 平成29年1月 専務取締役経営企画室長兼店舗 運営本部長 平成29年5月 代表取締役社長(現任)	(注)6	218
取締役副社長		三ッ田 泰二	昭和45年1月2日生	昭和63年4月 株式会社まるまん入社 平成5年5月 当社入社、取締役 平成10年7月 取締役食品部長 平成23年5月 取締役商品本部食品部長 平成27年9月 常務取締役商品本部長兼食品部 長 平成28年9月 常務取締役商品本部長 平成29年5月 取締役副社長商品本部長 平成30年9月 取締役副社長(現任)	(注)6	218
専務取締役	社長室長	松田 恭和	昭和35年3月12日生	昭和57年4月 株式会社熊谷組入社 平成7年2月 加賀電子株式会社入社 平成8年3月 当社入社 平成8年11月 取締役総務部長 平成16年12月 常務取締役総務部長 平成20年7月 常務取締役総務部長兼経理部長 平成20年12月 常務取締役総務部長 平成23年5月 常務取締役社長室長 平成23年12月 専務取締役社長室長 平成25年9月 専務取締役社長室長兼管理本部 長 平成30年9月 専務取締役社長室長(現任)	(注)6	113
専務取締役		山田 准司	昭和46年6月4日生	平成6年4月 株式会社福井銀行入行 平成21年6月 株式会社福井銀行営業グループ 平成27年7月 株式会社福井銀行経営企画グ ループ 平成27年10月 当社入社、経営企画室マネー ジャー 平成27年12月 常務取締役経営企画室マネー ジャー 平成29年5月 専務取締役経営企画室長 平成30年9月 専務取締役(現任)	(注)6	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	店舗開発本部長 兼ストアプラン ニング部長	浅野 守太郎	昭和31年6月18日生	昭和50年4月 日産プリンス自動車販売株式会 社入社 昭和57年1月 当社設立、取締役 平成10年4月 取締役商品第二部長 平成18年6月 取締役商品統轄部長兼カテゴ リー 担当部長 平成20年3月 取締役営業企画部長 平成23年5月 取締役営業本部長兼営業開発部 長兼店舗運営部長 平成23年12月 常務取締役営業本部長兼営業開 発部長兼店舗運営部長 平成27年9月 常務取締役店舗開発本部長兼店 舗開発部長 平成28年9月 常務取締役店舗開発本部長兼店 舗開発部長兼ストアプランニ ング部長 平成30年9月 常務取締役店舗開発本部長兼ス トアプランニング部長(現任)	(注)6	198
常務取締役	管理本部長兼 財務部長	堂前 直樹	昭和30年12月14日生	昭和53年4月 株式会社福井銀行入行 平成19年6月 株式会社福井銀行春江エリア統 轄店長兼春江支店長 平成21年4月 当社入社、経理部長 平成21年12月 取締役 平成23年5月 取締役管理本部経理部長 平成30年5月 常務取締役管理本部経理部長 平成30年9月 常務取締役管理本部長兼財務部 長(現任)	(注)6	7
取締役	商品本部 物流部長	島田 俊一	昭和31年10月6日生	昭和54年4月 小玉株式会社入社 昭和59年3月 株式会社南天堂入社 平成9年2月 当社入社 平成16年8月 P L A N T - 3川北店店長 平成18年1月 P L A N T - 5大玉店店長 平成20年3月 店舗運営部福島地区エリアマ ネージャー兼 P L A N T - 5大 玉店店長 平成22年10月 店舗運営部西日本地区エリアマ ネージャー 平成23年5月 営業本部店舗運営部西日本地区 エリアマネージャー 平成25年9月 営業本部店舗運営部東日本地区 エリアマネージャー 平成25年12月 取締役 平成27年9月 取締役経営企画室マネージャー 平成29年1月 取締役商品本部物流部長(現 任)	(注)6	12
取締役	管理本部 システム部長	糸魚川 雅行	昭和29年1月31日生	昭和48年4月 日本能率コンサルタント株式会 社入社 昭和54年4月 共同コンピュータ株式会社入社 平成16年2月 当社入社、管理本部システム部 長(現任) 平成26年12月 取締役(現任)	(注)6	10
取締役		市橋 信孝	昭和29年8月29日生	昭和53年4月 平和相互銀行(現株式会社三井 住友銀行)入行 平成15年4月 福井順化商事株式会社入社、専 務取締役 平成17年5月 株式会社コアーズホテルフクイ 入社、取締役 平成18年6月 同社、代表取締役社長(現任) 平成27年12月 当社取締役(現任)	(注)6	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		中里 弘穂 (戸籍上の氏名: 青山 弘子)	昭和27年4月17日生	平成8年2月 有限会社マナーコンサルティング代表取締役 平成21年4月 愛知産業大学造形学部 准教授 平成22年4月 福井県立大学経済学部 准教授 キャリアセンター副センター長 平成26年4月 福井県立大学キャリアセンター 教授 副センター長 平成28年12月 当社取締役(現任) 平成30年4月 福井県立大学キャリアセンター 特命教授 副センター長(現任)	(注)6	
常勤監査役		佐藤 岩雄	昭和26年5月11日生	昭和45年4月 株式会社福井銀行入行 平成16年8月 株式会社福井銀行監査グループ 内部監査チーム 平成16年11月 当社入社 顧問 平成16年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)7	2
監査役		西川 承	昭和32年11月13日生	平成2年10月 監査法人トーマツ東京事務所入 所 平成6年3月 公認会計士登録 平成10年10月 西川公認会計士事務所設立、同 所所長(現任) 平成11年9月 監査法人ナカチ東京事務所入 所、同所社員(現任) 平成11年12月 当社監査役(現任) 平成23年6月 福井コンピュータホールディン グス株式会社社外監査役 平成24年10月 株式会社ダイテックホールディ ング社外監査役 平成25年9月 株式会社ダイテックホールディ ング社外監査役退任 平成30年6月 福井コンピュータホールディン グス株式会社社外監査役退任	(注)8	1
監査役		白崎 利宗	昭和22年1月7日生	昭和40年4月 名古屋国税局入局 平成16年7月 泉大津税務署長 平成18年8月 白崎税理士事務所所長(現任) 平成20年12月 当社監査役(現任)	(注)7	
計						999

- (注) 1. 代表取締役社長 三ッ田 佳史は、代表取締役会長 三ッ田 勝規の長男であります。
2. 取締役副社長 三ッ田 泰二は、代表取締役会長 三ッ田 勝規の次男であります。
3. 取締役 浅野 守太郎は、代表取締役会長 三ッ田 勝規の義弟であります。
4. 取締役 市橋 信孝及び中里 弘穂は、社外取締役であります。
5. 監査役 西川 承及び白崎 利宗は、社外監査役であります。
6. 平成30年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
7. 平成28年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
8. 平成30年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、変化する経営環境へ柔軟に対応し、企業経営にとって正確かつ豊富な情報収集と迅速な意思決定が極めて重要な課題であると認識しております。また、透明性の高い効率的で健全な経営を行うことが投資家、取引先及び従業員に対する重要な責務と考えており、タイムリーな情報開示とコンプライアンスの徹底に全社をあげて取り組んでおります。

企業統治の体制

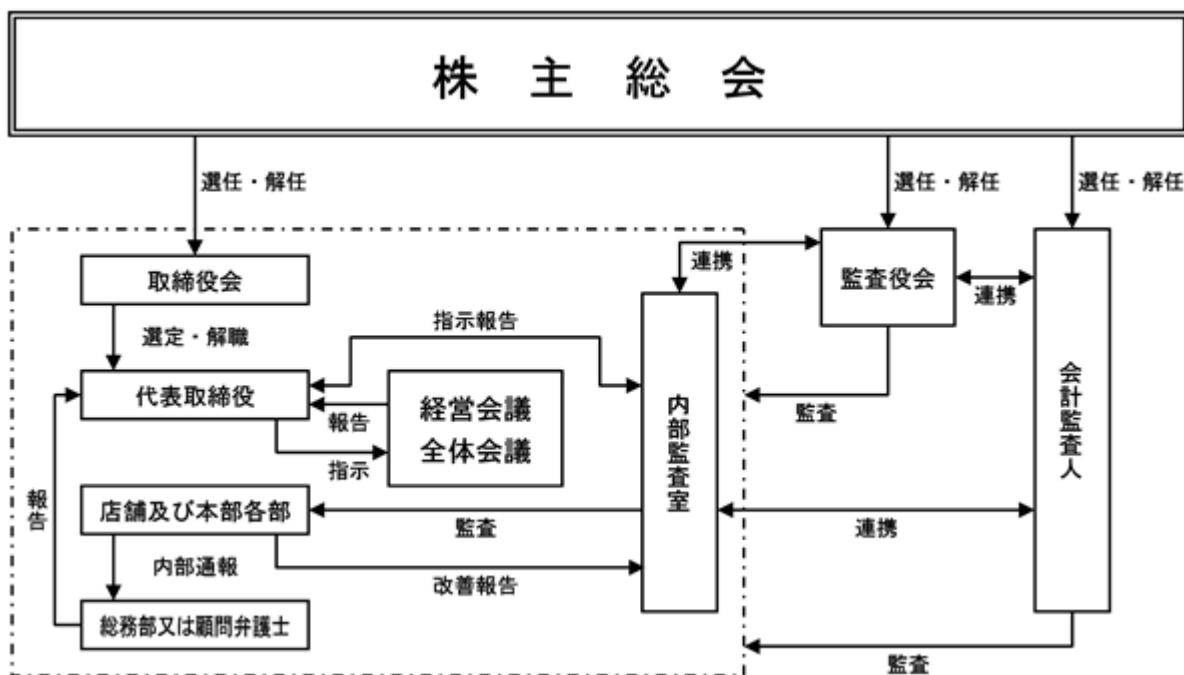
イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しております。取締役会は、取締役11名（うち社外取締役2名）により構成されており、定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定を図るとともに、業務執行の状況について監督を行っております。また、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、社内各部門との日常コミュニケーションを通じて、経営の監視を行っております。

当社では取締役会により決定された基本方針に基づく業務執行のための経営会議体として、取締役会のほかに「経営会議」「全体会議」を設けております。経営会議は常勤の全取締役によって構成し、個々の業務執行については担当部長その他の管理責任者も出席し、審議しています。全体会議は、常勤の全取締役、本部役職者及び全店舗の店長が出席（遠隔店舗はテレビ会議による参加）し、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

なお、当社の企業統治の体制を図示しますと以下のようになります。

(関係図)



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模ならびに事業内容等を勘案し、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を取締役会が持つことが、効率的で経営環境の変化や重要な意思決定にも迅速に対応することができるものと判断しております。また、当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

ハ. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備に関しては、取締役会決議により、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、実践しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保するための体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は社長室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理のために必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を取ることとした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関する総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査役から監査役監査基準に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものとし、取締役の指示命令系統から外れる。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項

取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項

重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項

内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(7) 前記(6)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに維持・改善を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニユアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では「中央リスク管理委員会」を立ち上げ、常に全社リスクを把握しながら、必要に応じて店舗ごとに設置した「安全衛生委員会」を開催し、リスクに対する予防策の構築、リスクが顕在化した場合の対処法の構築、予行演習等の実施に努めております。なお、これに関連して、「内部通報者保護規程」を設け、法令違反等を発見した従業員が躊躇なく通報できる仕組みを構築すると共に、通報した従業員が通報したことにより不利益な取扱いを受けないよう保護することを明確にしています。マネジメント、情報開示と併せてコンプライアンスの充実に努めております。

平成18年8月1日には、「食品衛生管理規程」を新設し、食品に関するルールの一歩化と明確化を図ると共に、これを遵守するため、食品に携わる従業員に「P L A N Tの衛生管理」の小冊子を配布しております。そして常にお客様に安全・安心な食品を提供し、お客様からの信頼を得られるよう努めております。

平成18年9月21日には、「情報システム管理規程」を新設し、顧客サービスの向上並びに情報セキュリティを含む情報資産の適切な管理に努めております。

また、平成21年6月21日には、ジョブローテーション制度の実施規程を新設し、同一職場の在任期間に原則一定の限度を設けることで、不正の発生等のリスクの縮小化に努めております。

また、当社は弁護士1名と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社における内部牽制機能といたしましては、社長直轄の組織である内部監査室がその機能を有しており、専任担当者2名が監査役監査とは区別し、主に各部門の業務の適法性及び妥当性及び業務の効率化について監査しております。監査結果は、専任の担当者である内部監査室長が個別監査実施報告書に取りまとめ、社長に提出しております。

内部監査で改善指摘を受けた各店舗及び本部各部署の長は速やかに改善を行っております。また、業務運営上関係する法令の改正等に対しましては、顧問弁護士及び会計監査人のアドバイスを受け、随時社内規程の改訂を行い整備に努めております。

監査役会は3名（うち社外監査役2名）により構成されています。常勤監査役は取締役及びその他の重要な会議に出席するほか、社内各部門との日常コミュニケーションを通じて、監査の実効性を高めております。社外監査役2名は外部の立場から経営の展開についての取締役の基本的な考えと具体的な方策をアドバイスするほか、コンプライアンス、危機管理対策などの情報提供を随時行い、経営の健全性の確保に努めております。

中央リスク管理委員会、内部監査室、監査役及び会計監査人は必要に応じて打ち合わせを行い、相互の連携を高めて公正かつ効率的な監査の実施に努めております。なお、社外監査役西川承氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。社外監査役白崎利宗氏は、税理士であり、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役市橋信孝氏は、株式会社ユアーズホテルフクイ代表取締役社長であります。当社と株式会社ユアーズホテルフクイとは人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。また市橋信孝氏と当社とは人的関係または資本関係その他の利害関係はありません。

社外取締役中里弘穂氏は、福井県立大学キャリアセンター 特命教授 副センター長であります。当社と福井県立大学キャリアセンターとは人的関係または資本関係その他の利害関係はありません。

社外監査役西川承氏は、西川公認会計士事務所長、監査法人ナカチ東京事務所社員であります。当社と西川公認会計士事務所、監査法人ナカチとは人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。また西川承氏と当社との間に、1,000株の株式保有を除き人的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役白崎利宗氏は、白崎税理士事務所長であります。当社と白崎税理士事務所とは人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。また白崎利宗氏と当社とは人的関係または資本関係その他利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役については、企業統治においてその客観的・中立的な立場から、社内取締役の職務の執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しております。当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名について、独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届けております。

当社においては社外役員を選任するための独立性について、基準または方針を明確に定めておりませんが、専門的な知見に基づく経営の監視や監督の役割を求めるとともに、当社と取引上の利害関係がない、一般株主と利益相反が生じることがないことを方針として、選任をしております。

なお、社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、上記と同様であります。

また社外取締役については、その客観的・中立的な立場から、社内取締役に対する監視・監督機能と多様な視点に基づく経営助言機能を発揮してもらうことにより、取締役会による経営機能の実効性と意思決定の透明性を一層向上させることができると考えております。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	200	173	26	-	-	10
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	-	1
社外役員	8	8	-	-	-	4

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

八. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円、監査役の報酬限度額を年額30百万円と決議いただいております。また、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し取締役報酬等は取締役会で監査役報酬等は監査役会で決定しております。

なお、平成28年12月19日開催の第35期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（社外取締役を除く。）につき、年額150百万円以内としております。

二. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 35百万円

ロ. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)福井銀行	134,616	39	取引関係強化のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)福井銀行	14,848	35	取引関係強化のため

(注)平成29年10月1日より、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

有限責任監査法人トーマツにより、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数は次のとおりであります。

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 加藤博久
指定有限責任社員 業務執行社員 高村藤貴

(注)継続監査年数については、全員7年以内であります。

監査補助者の構成
公認会計士 6名 その他 4名

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
25	-	25	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年9月21日から平成30年9月20日まで）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、監査法人及び各種団体の主催する研修への参加及び専門誌等の購読を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,562	8,298
売掛金	397	430
リース投資資産	123	124
商品	7,045	7,260
貯蔵品	16	16
繰延税金資産	235	256
その他	577	678
流動資産合計	16,857	16,966
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,783	19,848
減価償却累計額	11,868	12,350
建物(純額)	6,914	7,498
構築物	2,726	2,839
減価償却累計額	2,058	2,147
構築物(純額)	667	692
機械及び装置	205	186
減価償却累計額	55	58
機械及び装置(純額)	150	127
車両運搬具	74	70
減価償却累計額	68	62
車両運搬具(純額)	6	8
工具、器具及び備品	1,096	1,254
減価償却累計額	833	910
工具、器具及び備品(純額)	262	343
土地	5,327	5,327
リース資産	1,049	1,397
減価償却累計額	590	790
リース資産(純額)	459	606
建設仮勘定	1,113	1,914
有形固定資産合計	14,902	16,519
無形固定資産		
借地権	1,122	1,143
ソフトウェア	51	67
その他	4	7
無形固定資産合計	1,178	1,218
投資その他の資産		
投資有価証券	39	35
リース投資資産	1279	1254
長期前払費用	139	104
繰延税金資産	2,012	1,145
敷金及び保証金	2,093	1,976
その他	37	37
投資その他の資産合計	4,601	3,555
固定資産合計	20,682	21,293
資産合計	37,540	38,259

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	34	36
電子記録債務	1,333	1,310
買掛金	5,911	6,078
1年内返済予定の長期借入金	4,727	392
リース債務	226	230
未払金	1,479	1,119
未払費用	963	988
未払法人税等	211	269
賞与引当金	504	531
リース資産減損勘定	5	-
その他	246	386
流動負債合計	15,643	11,343
固定負債		
長期借入金	1,092	2,336,000
リース債務	377	440
退職給付引当金	1,392	1,463
長期末払金	780	748
長期預り敷金保証金	1,473	1,437
資産除去債務	2,363	2,340
固定負債合計	6,479	9,031
負債合計	22,123	20,374
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,425	1,425
資本剰余金		
資本準備金	1,585	1,585
資本剰余金合計	1,585	1,585
利益剰余金		
利益準備金	257	257
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	78	1,837
別途積立金	3,141	3,141
繰越利益剰余金	8,925	9,638
利益剰余金合計	12,403	14,875
自己株式	0	0
株主資本合計	15,414	17,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	1
評価・換算差額等合計	3	1
純資産合計	15,417	17,884
負債純資産合計	37,540	38,259

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
売上高		
商品売上高	86,649	88,468
不動産賃貸収入	329	335
売上高合計	86,979	88,804
売上原価		
商品期首たな卸高	7,260	7,045
当期商品仕入高	69,491	71,346
合計	76,752	78,392
商品期末たな卸高	7,045	7,260
商品売上原価	69,706	71,132
不動産賃貸原価	66	65
売上原価合計	1 69,772	1 71,197
売上総利益	17,206	17,607
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	7,213	7,469
賞与引当金繰入額	504	531
退職給付費用	291	150
減価償却費	895	914
その他	6,986	7,355
販売費及び一般管理費合計	15,891	16,421
営業利益	1,315	1,185
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	12
受取手数料	116	123
助成金収入	65	71
受取保険金	13	33
雑収入	25	21
営業外収益合計	234	263
営業外費用		
支払利息	111	79
雑損失	17	20
シンジケートローン手数料	-	72
営業外費用合計	129	172
経常利益	1,421	1,276
特別利益		
固定資産売却益	15	-
受取損害賠償金	3 17	3 58
受取補償金	-	2 2,622
資産除去債務戻入益	-	160
特別利益合計	32	2,841
特別損失		
減損損失	4 1,234	-
特別損失合計	1,234	-
税引前当期純利益	219	4,117
法人税、住民税及び事業税	501	473
法人税等調整額	488	847
法人税等合計	12	1,321
当期純利益	206	2,795

【不動産賃貸原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月20日)		当事業年度 (自 平成29年 9月21日 至 平成30年 9月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
租税公課		10	15.2	9	15.1
賃借料		24	37.2	24	37.6
減価償却費		31	47.7	30	47.3
不動産賃貸原価		66	100.0	65	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	利益剰余金合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,358	1,518	257	72	3,141	9,038	12,509	0	15,387
当期変動額									
新株の発行	66	66							133
自己株式の取得								0	0
固定資産圧縮積立金の積立				8		8	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩				1		1	-		-
剰余金の配当						313	313		313
当期純利益						206	206		206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	66	66	-	6	-	113	106	0	27
当期末残高	1,425	1,585	257	78	3,141	8,925	12,403	0	15,414

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	0	15,387
当期変動額		
新株の発行		133
自己株式の取得		0
固定資産圧縮積立金の積立		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
剰余金の配当		313
当期純利益		206
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2
当期変動額合計	2	29
当期末残高	3	15,417

当事業年度（自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,425	1,585	257	78	3,141	8,925	12,403	0	15,414	
当期変動額										
自己株式の取得								0	0	
固定資産圧縮積立金の積立				1,769		1,769	-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩				10		10	-		-	
剰余金の配当						323	323		323	
当期純利益						2,795	2,795		2,795	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	1,758	-	712	2,471	0	2,471	
当期末残高	1,425	1,585	257	1,837	3,141	9,638	14,875	0	17,886	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	3	15,417
当期変動額		
自己株式の取得		0
固定資産圧縮積立金の積立		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
剰余金の配当		323
当期純利益		2,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	4
当期変動額合計	4	2,467
当期末残高	1	17,884

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	219	4,117
減価償却費	904	922
長期前払費用償却額	11	3
賞与引当金の増減額（ は減少）	18	27
退職給付引当金の増減額（ は減少）	237	71
減損損失	1,234	-
受取利息及び受取配当金	14	12
支払利息	111	79
受取損害賠償金	17	58
固定資産売却損益（ は益）	15	-
受取補償金	-	2,622
売上債権の増減額（ は増加）	33	33
たな卸資産の増減額（ は増加）	218	213
仕入債務の増減額（ は減少）	148	145
未払消費税等の増減額（ は減少）	121	117
その他	74	162
小計	2,975	2,381
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	108	86
法人税等の支払額	617	340
補償金の受取額	-	2,646
損害賠償金の受取額	17	58
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,268	4,660
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,300	2,425
定期預金の払戻による収入	3,300	2,550
有形固定資産の取得による支出	395	2,464
固定資産の売却による収入	106	-
無形固定資産の取得による支出	10	41
投資有価証券の取得による支出	3	3
敷金及び保証金の差入による支出	81	49
敷金及び保証金の回収による収入	66	67
その他	1	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	317	2,367
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	3,000
長期借入金の返済による支出	1,689	4,827
配当金の支払額	312	323
その他	218	281
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,221	2,431
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	270	138
現金及び現金同等物の期首残高	7,707	7,437
現金及び現金同等物の期末残高	7,437	7,298

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が、平成20年9月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について

は、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括費用処理することにしております。

5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取保険金」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた38百万円は、「受取保険金」13百万円、「雑収入」25百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(イ)担保に供している資産

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
リース投資資産	107百万円	101百万円
計	107	101

(ロ)上記に対応する債務

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
長期預り敷金保証金	91百万円	82百万円
計	91	82

2 当社は、事業資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
貸出コミットメントの総額	- 百万円	3,600百万円
借入実行残高	-	1,000
差引額	-	2,600

3 財務制限条項

当事業年度(平成30年9月20日)

「長期借入金」のうち1,000百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(イ) 決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(ロ) 決算期の末日における損益計算書上の経常損益を2期連続で損失としないこと。

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が商品売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月20日)	当事業年度 (自 平成29年 9月21日 至 平成30年 9月20日)
164百万円	143百万円

2 受取補償金

受取補償金は、福島第一原発の事故により発生した汚染土等を保管するための中間貯蔵施設整備事業を行う環境省からの要請に基づきPLANT-4大熊店の建物等を譲渡する契約を平成29年10月27日に締結し、国より支払いを受けた損失補償金2,592百万円等を計上しております。

3 受取損害賠償金

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったPLANT-4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力(株)より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

4 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	店舗等の数
香川県善通寺市他	店舗	建物等	2

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に1,234百万円(建物1,149百万円、リース資産60百万円、その他24百万円)計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率2.8%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	7,980	110	-	8,090
合計	7,980	110	-	8,090
自己株式				
普通株式(注)2	0	0	-	0
合計	0	0	-	0

(注)1. 普通株式の発行済株式数の増加110千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年12月19日 定時株主総会	普通株式	151百万円	19円	平成28年9月20日	平成28年12月20日
平成29年4月28日 取締役会	普通株式	161百万円	20円	平成29年3月20日	平成29年5月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	161百万円	利益剰余金	20円	平成29年9月20日	平成29年12月20日

当事業年度（自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	8,090	-	-	8,090
合計	8,090	-	-	8,090
自己株式				
普通株式	0	0	-	0
合計	0	0	-	0

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	161百万円	20円	平成29年9月20日	平成29年12月20日
平成30年4月27日 取締役会	普通株式	161百万円	20円	平成30年3月20日	平成30年5月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年10月31日 取締役会	普通株式	161百万円	利益剰余金	20円	平成30年9月20日	平成30年12月20日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
現金及び預金勘定	8,562百万円	8,298百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	1,125	1,000
現金及び現金同等物	7,437	7,298

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗における空調設備等(建物)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗における什器、POSレジ、納金機(工具、器具及び備品)等であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年9月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	前事業年度(平成29年9月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	130	40	89	-
合計	130	40	89	-

(単位：百万円)

	当事業年度(平成30年9月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	130	40	89	-
合計	130	40	89	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	5	-
1年超	-	-
合計	5	-
リース資産減損勘定残高	5	-

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
支払リース料	17	5
リース資産減損勘定の取崩額	14	5
支払利息相当額	0	0

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. ファイナンス・リース取引（貸主側）

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
リース料債権部分	56	56
受取利息相当額	33	31
リース投資資産	23	24

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
リース料債権部分	461	405
受取利息相当額	181	150
リース投資資産	279	254

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額
流動資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	56	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成30年9月20日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	56	-	-	-	-	-

投資その他の資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	56	56	56	49	243

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成30年9月20日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	56	56	49	46	197

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて経理部でモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理規程に従っております。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年9月20日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,562	8,562	-
(2) 投資有価証券	39	39	-
(3) 敷金及び保証金	2,093	2,001	91
資産計	10,694	10,603	91
(1) 支払手形	34	34	-
(2) 電子記録債務	1,333	1,333	-
(3) 買掛金	5,911	5,911	-
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	5,820	5,829	9
負債計	13,099	13,109	9
デリバティブ取引	-	-	-

当事業年度（平成30年9月20日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	8,298	8,298	-
(2) 投資有価証券	35	35	-
(3) 敷金及び保証金	1,976	1,862	113
資産計	10,311	10,197	113
(1) 支払手形	36	36	-
(2) 電子記録債務	1,310	1,310	-
(3) 買掛金	6,078	6,078	-
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,992	3,994	1
負債計	11,417	11,419	1

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

支払手形、電子記録債務、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

変動金利の長期借入金の時価については、短期間で変動するため帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年9月20日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	8,562	-	-	-
敷金及び保証金	84	477	516	1,045
合計	8,646	477	516	1,045

当事業年度（平成30年9月20日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	8,298	-	-	-
敷金及び保証金	90	524	353	1,029
合計	8,389	524	353	1,029

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成29年9月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,727	192	192	192	167	346
リース債務	226	163	77	52	28	56
長期未払金	37	38	38	39	39	191
合計	4,991	394	309	284	236	594

当事業年度（平成30年9月20日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	392	392	458	467	375	1,905
リース債務	230	146	123	101	25	44
長期未払金	38	38	39	39	40	150
合計	661	578	621	608	441	2,101

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成29年9月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	39	34	4
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	39	34	4
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		39	34	4

当事業年度(平成30年9月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	35	38	2
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	35	38	2
合計		35	38	2

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成29年9月20日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定 支払	長期借入金	700	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成30年9月20日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,312百万円
勤務費用	128
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	19
退職給付の支払額	54
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,411</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,411百万円
未積立退職給付債務	1,411
未認識数理計算上の差異	19
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,392</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>1,392</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,392</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	131百万円
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	157
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>291</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.2%

予想昇給率 3.0%

当事業年度（自 平成29年 9月21日 至 平成30年 9月20日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,411百万円
勤務費用	128
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	19
退職給付の支払額	79
<hr/> 退職給付債務の期末残高	<hr/> 1,444

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,444百万円
<hr/> 未積立退職給付債務	<hr/> 1,444
未認識数理計算上の差異	19
<hr/> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,463
 退職給付引当金	 1,463
<hr/> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,463

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	128百万円
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	19
<hr/> 確定給付制度に係る退職給付費用	<hr/> 150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.2%
予想昇給率	3.2%

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
繰延税金資産		
未払事業税	20百万円	26百万円
長期未払金	242	230
退職給付引当金	424	445
賞与引当金	154	163
減価償却超過額	593	575
資産除去債務	719	712
減損損失	456	348
その他	94	112
繰延税金資産小計	2,705	2,615
評価性引当額	162	175
繰延税金資産合計	2,543	2,439
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	34	804
建物(資産除去債務)	260	232
その他有価証券評価差額金	1	-
繰延税金負債合計	296	1,037
繰延税金資産の純額	2,247	1,402

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当事業年度 (平成30年9月20日)
法定実効税率 (調整)	30.7%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	19.8	
評価性引当額の増減	23.6	
法人税額の特別控除	17.4	
その他	3.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.7	

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年～39年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	(自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
期首残高	2,322百万円	2,363百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	123
時の経過による調整額	40	42
資産除去債務の履行による減少額	-	28
その他増減額(は減少)	-	160
期末残高	2,363	2,340

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フーズ、ノンフーズ等の小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	フーズ	ノンフーズ	その他	合計
外部顧客への売上高	59,737	26,911	329	86,979

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	フーズ	ノンフーズ	その他	合計
外部顧客への売上高	60,806	27,662	335	88,804

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
1株当たり純資産額(円)	1,905.78	2,210.76
1株当たり当期純利益(円)	25.69	345.55

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成29年9月20日)	当事業年度末 (平成30年9月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	15,417	17,884
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	15,417	17,884
期末の普通株式の数(株)	8,089,803	8,089,758

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日)	当事業年度 (自 平成29年9月21日 至 平成30年9月20日)
当期純利益(百万円)	206	2,795
普通株式に係る当期純利益(百万円)	206	2,795
期中平均株式数(株)	8,051,229	8,089,770

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	18,783	1,065	0	19,848	12,350	481	7,498
構築物	2,726	112	0	2,839	2,147	88	692
機械及び装置	205	-	19	186	58	20	127
車両運搬具	74	4	8	70	62	2	8
工具、器具及び備品	1,096	173	15	1,254	910	92	343
土地	5,327	-	-	5,327	-	-	5,327
リース資産	1,049	348	-	1,397	790	200	606
建設仮勘定	1,113	1,932	1,131	1,914	-	-	1,914
有形固定資産計	30,378	3,636	1,174	32,840	16,320	885	16,519
無形固定資産							
借地権	1,226	34	-	1,261	117	13	1,143
ソフトウェア	287	39	-	326	259	23	67
その他	42	2	-	45	37	0	7
無形固定資産計	1,556	76	-	1,633	414	37	1,218
長期前払費用	1,031	7	39	999	894	3	104

(注) 当期の主な増加額は次のとおりであります。

建物	P L A N T 斐川店	建物本体等	878百万円
建設仮勘定	P L A N T 伊賀店	店舗建設代金等	1,009百万円
	P L A N T 高島店	店舗建設代金等	720百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,727	392	0.78	-
1年以内に返済予定のリース債務	226	230	2.29	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,092	3,600	0.73	平成31年～平成47年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	377	440	2.87	平成31年～平成35年
その他有利子負債				
未払金	37	38	1.50	-
長期未払金	347	309	1.50	平成31年～平成39年
合計	6,809	5,011	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	392	458	467	375
リース債務	146	123	101	25
長期未払金	38	39	39	40

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	504	531	504	-	531

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	986
預金	
普通預金	4,512
別段預金	0
通知預金	1,800
定期積金	1,000
小計	7,312
合計	8,298

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株) ジャックス	416
その他	14
合計	430

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
397	10,010	9,977	430	95.9%	15.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

3) 商品

品目	金額(百万円)
フーズ	1,321
ノンフーズ	5,938
合計	7,260

4) 貯蔵品

品目	金額(百万円)
包装資材	15
収入印紙	0
郵便切手	0
合計	16

固定資産

1) 繰延税金資産

繰延税金資産は、1,145百万円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

2) 敷金及び保証金

区分	金額(百万円)
P L A N T - 3 滑川店建物賃借	363
P L A N T - 6 瑞穂店土地賃借	201
P L A N T - 3 清水店土地賃借	192
P L A N T - 5 境港店土地賃借	191
P L A N T - 5 刈羽店建物賃借	152
P L A N T - 2 上中店土地賃借	139
その他	735
合計	1,976

2 流動負債

1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)レザックス	18
松浦工業(株)	6
(株)サンヒット	6
(株)ハシモトバッグ	3
ハウコク(株)	0
合計	36

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成30年10月度	17
11月度	11
12月度	7
合計	36

2) 電子記録債務

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
八木兵(株)	105
(株)ドウシシャ	89
吉本商事(株)	86
加根富食器(株)	85
まるほ商事(株)	70
その他	872
合計	1,310

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成30年10月度	532
11月度	455
12月度	282
平成31年1月度	36
2月度	2
合計	1,310

3) 買掛金

相手先	金額(百万円)
カナカン(株)	1,198
三菱食品(株)	725
(株) P A L T A C	302
(株)日本アクセス	224
小倉興産エネルギー(株)	175
その他	3,451
合計	6,078

固定負債
資産除去債務

区分	金額(百万円)
店舗施設の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務	2,340
合計	2,340

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	21,662	43,542	65,497	88,804
税引前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	3,060	3,497	3,689	4,117
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	2,093	2,381	2,501	2,795
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益 (円)	258.79	294.39	309.25	345.55

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	258.79	35.57	14.89	36.30

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月21日から9月20日まで
定時株主総会	12月20日までに開催
基準日	9月20日
剰余金の配当の基準日	3月20日 9月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.plant-co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166号第1の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第36期）（自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日）平成29年12月19日北陸財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成29年12月19日北陸財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成30年10月26日北陸財務局長に提出
事業年度（第36期）（自 平成28年9月21日 至 平成29年9月20日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (4) 四半期報告書及び確認書
（第37期第1四半期）（自 平成29年9月21日 至 平成29年12月20日）平成30年2月1日北陸財務局長に提出
（第37期第2四半期）（自 平成29年12月21日 至 平成30年3月20日）平成30年5月1日北陸財務局長に提出
（第37期第3四半期）（自 平成30年3月21日 至 平成30年6月20日）平成30年8月1日北陸財務局長に提出
- (5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成30年10月26日北陸財務局長に提出
（第37期第1四半期）（自 平成29年9月21日 至 平成29年12月20日）
（第37期第2四半期）（自 平成29年12月21日 至 平成30年3月20日）
（第37期第3四半期）（自 平成30年3月21日 至 平成30年6月20日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (6) 臨時報告書
平成29年12月21日北陸財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年12月19日

株式会社 P L A N T

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の平成29年9月21日から平成30年9月20日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 P L A N T の平成30年9月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 P L A N T の平成30年9月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 P L A N T が平成30年9月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。